

～大規模氾濫に対する減災対策の取組方針を取りまとめました～ 第2回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する 減災対策協議会を開催しました

富山河川国道事務所では、8月26日（金）に第2回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催しました。

本協議会は、富山河川国道事務所が管理する常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川において氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、国・県・市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために、今年4月に新たに発足させたものです。

当日は、関係機関、事務局を含む約50名の出席があり、各地域における実情や、これまでの取組状況を踏まえた、各河川の目標、取組の柱の設定や概ね5年で実施する取組方針を決定しました。

今後も、地域の安全・安心を守るため、関係機関と連携し全力で取り組んでいきます。

事務所長（福濱方哉）による挨拶



各関係機関からも様々なご意見をいただきました



国土交通省

富山河川国道事務所 調査第一課

〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 Tel.076-443-4701（代）

ホームページ：<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

Twitter 公式アカウント（@mlit_toyama）でも様々な情報を発信しています！